

広報 市おが

昭和56年

4月25日発行

第265号

発行所 福岡県遠賀郡遠賀町役場 編集 庶務課 庶務係 印刷 冷牟田印刷合資会社



新一年生とチューリップの花

暖かな日が差し込むようになった4月14日、今年も島門小学校では、一人一鉢づくり運動でチューリップやパンジー等の花が校庭中たくさん咲いています。新一年生ときれいなチューリップの花、ただ今春真盛り。

人のうごき

(3月の住民基
本台帳から)

人口	14,683人(+111)
男	7,070人(+27)
女	7,613人(+84)
世帯数	4,002戸(+5)
転入	254
転出	147
出生	12
死亡	8

()内は前月比

* 5月の税金 *

国民健康保険税 (I期分)

5月1日 ~ 5月31日

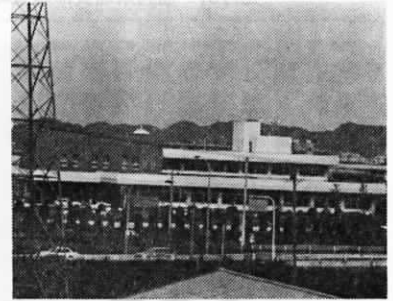
税金で住みよい町づくり完全納税に御協力を

地域社会の建設をめざして でスタート 昭和56年度一般会計予算

歳 入

(単位千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	%
町 税	587,075	492,805	94,270	25.3
地 方 譲 与 税	20,000	18,000	2,000	0.8
娯楽施設利用税交付金	20,000	23,000	△ 3,000	0.8
自動車取得税交付金	25,000	20,000	5,000	1.1
地 方 交 付 税	650,000	530,000	120,000	28.0
交通安全対策特別交付金	1,500	1,800	△ 300	0.1
分担金及び負担金	33,950	28,198	5,752	1.5
使用料及び手数料	13,238	12,558	680	0.6
国 庫 支 出 金	428,628	468,735	△40,107	18.5
県 支 出 金	78,792	61,358	17,434	3.4
財 産 収 入	46,177	25,466	20,711	2.0
寄 附 金	5,181	8,001	△ 2,820	0.2
繰 入 金	80,002	50,002	30,000	3.4
繰 越 金	17,854	57,135	△39,281	0.8
諸 収 入	202,562	177,270	25,292	8.7
町 債	111,100	163,700	△52,600	4.8
歳 入 合 計	2,321,059	2,138,028	183,031	100.0

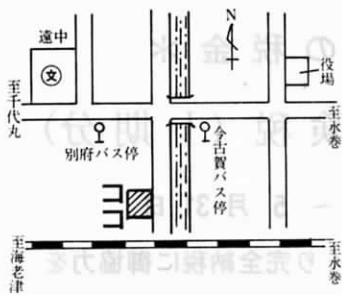


昭和五十六年度遠賀町一般会計予算は、去る三月の定例町議会で可決成立しました。前年度同様国においても財政再建計画に基づき、行政機構の改革、補助事業の見直し、国債の大巾な減額等非常にきびしい財政となっています。地方財政においても国の財政引き締めの影響をうけきびしいなかでのスタートとなりました。本町一般会計予算の規模は、別表のとおり歳入、歳出共に二三億二千五百九千円で前年度が二億三千八百二十万八千円であり、前年度対比八、六パーセントの増となります。

「老人憩の家」の

利用について

- 「老人憩の家」はみんなの施設です。
- 次のことを守って明るく楽しい憩の場にあたしましょう。
- ▽利用時間 9時～17時
- ▽利用出来る人 遠賀町に居住する満60歳以上の人
- 備え付けの品物(テレビ、アンマ機等)は大事に使用しましょう。
- 障子やフスマを破損しない。
- 他の利用者にめいわくをかけるな。
- 使用したタオル等は元の所にかたづけましょう。
- ▽定休日 毎週月曜日
- ▽場所 遠賀町別府
- ▽電話 (3) 0169
- ※最近転入された老人の皆さんも憩の家を利用して下さい。
- ▽見取図



健康で思いやりのある 23億2,105万9千円

歳入

歳入の主なもの、地方交付税六億五千万円(全体比二八、〇パーセント)、町税五億八千七百七十五万円(二五、三パーセント)国庫支出金四億二千八百六十二万八千円(一八、五パーセント)、諸収入二億三百五十六万二千円(八、七パーセント)、の順となっ

歳出

(単位千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	%
議会費	59,656	53,401	6,255	2.6
総務費	411,430	316,021	95,409	17.7
民生費	332,746	297,859	34,887	14.3
衛生費	130,981	131,534	△ 553	5.7
労働費	123,095	114,128	8,967	5.3
農林水産業費	76,983	73,802	3,181	3.3
商工費	12,678	12,667	11	0.5
土木費	423,376	287,449	135,927	18.3
消防費	79,121	72,709	6,412	3.4
教育費	411,314	536,021	△124,707	17.7
災害復旧費	2,000	400	1,600	0.1
公債費	246,883	232,027	14,856	10.6
諸支出金	10	10	0	
予備費	10,786	10,000	786	0.5
歳出合計	2,321,059	2,138,028	183,031	

ています。歳入ののびが国の財産と同様一ケタ台にとどまったため一層の財源確保に努力が必要と思われま

歳出

本年度の歳出予算は、歳入の大半ののびが見込まれない中で事業中心で予算の編成を行ないました。事業費の主なものでは、労働対策として産炭地域開発就労事業

(広渡地区排水路改修)六千百万円、特定地域開発就労事業(木守地区道路改良舗装)五千六百万円、防衛関係事業では、道路整備事業(鬼津ノ若松線等)四千百万円、水路改良事業(大久保川改良)二千九百万円、(前川改修)九千七百万円、同和対策事業として、(島津橋架替)一億三百万円、その他都市計画関係で、駅南土地整理調査一千二百万円、今古賀

地区土地整理事業二千五百万円、保健体育関係で前年度からの継続工事の勤労者体育センター建設一億四千七百万円で本年度完成のはこびとなります。また特別会計への繰出金は、国民健康保険特別会計へ一千五百万円、学校給食特別会計へ四千四百万円、遠賀・中間地域広域行政事務組合負担金として一億四千八百万円等となっています。

特別人権相談所開設

- ▽開設日 5月11日(月)
- ▽場所 遠賀町公民館別館
- ▽時間 10時～15時
- ▽相談員 法務局北九州支局 遠賀町人権擁護委員 心配ごと相談員

第8回公民館対抗

軟式野球大会の開催



本年度最初の公民館対抗行事として教育委員会主催・軟式野球連盟主管にて軟式野球大会を開催します。多数の方の参加・応援をお願いします。

▽日時: 5月3日(第1日)

7時45分開会式 8時試合開始

5月10日(第2日)

9時試合開始 決勝戦終了後閉会式

▽会場 遠賀中学校・広渡小学校各グラウンド

▽試合形式 トーナメント法

詳細は、教育委員会又は、地区体育部長へお問合せ下さい。

昭和56年3月定例議会

3月9日
～
25日

昭和56年第3回定例議会は、去る3月9日開会され、昭和56年度一般会計予算など28議案について、会期17日間をもって慎重審議の結果、24議案について原案可決、4議案について一部修正可決され、また請願2件陳情1件については継続審議となりました。提出議案は、次のとおりです。

。町議会議員の報酬及び費用弁償の一部改正について 原案可決
昭和54年から据え置かれていた議員報酬が町報酬審議会の答申を受け、議長（現行十六万二千円を十八万二千円）、副議長（十三万八千円を十五万六千円）、常任委員長（十三万三千円を十五万円）議員（十三万円を十四万七千円）に報酬を改正するものです。

条例改正

。町特別職の職員で常勤のもの、給与等に関する条例の一部改正について 修正可決
町長、助役、収入役の給与を改正するもので、町報酬審議会で答申された額をさらに減額修正したものです。
町長 現行四十四万円を四十六万円に改正。
助役 現行三十六万五千円を三十八万四千円に改正。
収入役 現行三十五万円を三十六万七千円に改正。

。町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について 修正可決
教育委員会教育長の給与を改正するもので、町特別職の常勤の職員と同様、減額修正したものです。現行三十五万円を三十六万七千円に改正。
。遠賀町特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 原案可決

。町税条例の一部改正について 原案可決
教育委員長、農業委員会会長、区長等特別職の職員で非常勤のもの、の報酬が改正され、公民館長、社会教育指導員、体育指導員が新たに加えられるものです。
個人が町民税を納期前に納付した場合報奨金が、税額の10分の0.6に改正され、報奨金を交付する場合の税額の最高額が四十万円となるものです。

議案番号	議 案 名	議決結果	補正予算額	総 予 算 額
議案第十六号	昭和五十五年度遠賀町一般会計補正予算（第十号）について	修正可決	一億五千七十四万円	三十億五千九百八十七万円
議案第十七号	昭和五十五年度遠賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第四号）について	原案可決	八百七十一万九千円	四億二千三百七十五万二千円
議案第十八号	昭和五十五年度遠賀町農業共済事業特別会計補正予算（第四号）について	原案可決	八十六万九千円	二億千八百七十七円
議案第十九号	昭和五十五年度遠賀町学校給食事業特別会計補正予算（第六号）について	原案可決	△三百二十七万円	一億二千四百二十二万六千円
議案第二十号	昭和五十五年度遠賀町農業共済事業特別会計補正予算（第五号）について	原案可決	△四千二百七十九万五千円	二億二千九百八十七万七千円
議案第二十一号	昭和五十五年度遠賀町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）について	原案可決	△三百六十万円	三千三百五十二万七千円
議案第二十二号	昭和五十六年度遠賀町一般会計予算について	修正可決		二十三億二千五百九千円
議案第二十三号	昭和五十六年度遠賀町国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決		四億五千四百四十四万二千円
議案第二十四号	昭和五十六年度遠賀町農業共済事業特別会計予算について	原案可決		三千八百四十二万八千円
議案第二十五号	昭和五十六年度遠賀町学校給食事業特別会計予算について	原案可決		一億二千九百三十九万八千円
議案第二十六号	昭和五十六年度遠賀町農業共済事業特別会計予算について	原案可決		二億四千三百四十五万八千円
議案第二十七号	昭和五十六年度遠賀町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決		二千二百九十九万九千円

。町国民健康保険条例の一部改正について 原案可決

医療費の増加により、税の賦課限度額、均等割額、平等割額の改正を行うもので、賦課限度額二十二万円を二十四万円に、均等割額七千円を九千円に、平等割額九千円を一万一千円に改正するものです。

。町国民年金印紙売りさばき基金条例の一部改正について 原案可決

国民年金保険料の改正に伴い、国民年金印紙売りさばき基金が、一千万円から一千八十万円に改正されるものです。

。町住宅新築資金等貸付条例の一部改正について 原案可決

老朽化した住宅又は防災上、衛生上若しくは居住上劣悪な状態にある住宅を改修する時に、町が貸し付ける場合の審査委員会の委員が、5人から7人に改正されるものです。

。町農業共済条例の一部改正について 原案可決

農業作物共済（水稲）の単位当たり共済金額が二百七十円から二百八十円に改正され、又家畜共済の加入者負担の共済金額が、国庫負担の改正により、馬の場合5分の2であったものが2分の1に、種豚、肉豚が豚に統一され5分の2になされるもの及び、家畜共済

の掛金率の引き上げの改正を行うものです。

。町武道場の設置及び管理に関する条例の一部改正について 原案可決

浅木小学校講堂が学校施設から除外されたことに伴い武道場となされるものです。

その他

。監査委員の選任について 同意

監査委員の任期満了に伴い新しく選任監査委員として、門司成重氏が就任することについて、議会の同意が求められ同意するものです。

。行政区の承認について 同意

広渡区に属していたニッセキ連賀団地が中央区として行政区の承認が、議会に対して同意が求められ同意するものです。

。中間市・遠賀町分水送水管工事の事務委託に関する規約の制定について 原案可決

遠賀川河口堰設置に伴い、北九州市から上水の放水を受けるための分水送水管設置の工事の事務を中間市に委託するための規約の制定をするものです。

。町道路線の廃止について 廃止を可決

町道路線の認定について 認定
新道路台帳が作成されたことに

に伴い、旧道路台帳を廃止し新道路台帳を認定するものです。

請願

。婦人スポーツ振興についての請願 継続審議

（請願者） 遠賀町家庭婦人スポーツ連盟会長 山下信子

（請願の趣旨） 婦人専門のスポーツ団体育成、婦人のスポーツリーダーの養成、婦人のスポーツに必要な装備及び用具の町有スポーツ施設への設置、公平な施設開放の取り扱いを請願されているものです。

。岡垣射撃場跡地への潜水艦用超長波送信所設置に反対する請願 継続審議

（請願者） 長谷川福夫
（請願趣旨） 防衛庁が、岡垣射撃場跡地に潜水艦用超長波送信所を設置する計画に反対し、計画をただちに廃棄することを請願されているものです。

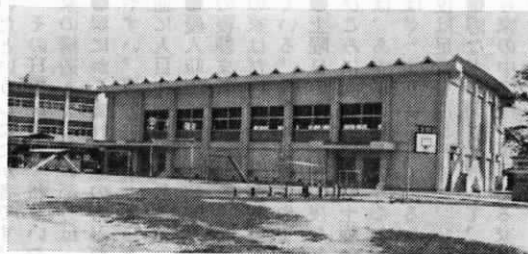
。スパイ防止法制定促進に関する請願 継続審議

（陳情者） スパイ防止法制定促進福岡県民会議長 高田源清
（陳情趣旨） 防衛・外交上の重要な国家機密を守るためのスパイ防止法を制定促進することを議会において決議し、内閣総理大臣、総理府総務長官へ意見書を提出することの陳情です。

教育施設の整備

児童の増加に対応するために、浅木小学校屋内運動場（3月27日）、島門小学校々舎増改築（3

月31日）が、写真のように完成しました。



浅木小学校屋内運動場



島門小学校々舎増改築

青少年空手道大会で総合優勝

去る4月13日、水巻町体育館で北九州市、遠賀郡内の少年団対抗空手道大会が行われ本町空手スポーツ少年団が見事優勝を果しました。

▽組手の部（団体戦）
準優勝（代表選手は、次のとおり）

- 白水 敦（小学1年）
 - 城戸 孝文（2年）
 - 塩出 充（3年）
 - 諸藤 文昌（4年）
 - 増田浩二郎（5年）
 - 伊賀 治正（6年）
- ▽組手の部（個人戦）
優勝—仲摩正浩（緑光苑）
準優勝—仲野正志（別府）
三位—中嶋晋一（別府）

国民健康保険税の改正

近年における医療費の増加は全国的な問題であります。本町においても医療費総額は昭和54年度四億三百万円で55年度は五億円を突破し、さらに56年度は六億円に到達する見込であります。

国民健康保険は相互扶助に基づいたものであり、その費用は国保加入者の国民健康保険税と国県町の補助金でまかなわれているのであります。

国保に対する補助金も年々増加いたしていますが一定の制限があり、今般やむなく保険税率の改正をいたしましたので御理解願いますと共に自分に合った健康づくりに心がけ、正しい保険診療をお願いいたします。

保険税改正内容
最高課税限度額
二十四万円(旧二十二万円)

国民年金保険料免除申請

国民年金に加入されている人は保険料を納めることにより、それに応じた年金を受給できることになっておりますので定められた期日までに確実に納付いたしました。

保険料の免除

保険料を納めたくとも、納めるのが困難な人は申請し、その申請が認められたときは保険料が免除されますので手続を行なって下さい。

均等割額(一人に付)
九千円(旧七千円)
平等割額(世帯当り)
一万一千円(旧九千円)

正しい保険診療の受け方

診療を受けるときは、保険証を必ず出しましょう。
急病でない限り、診療時間内に診てもらいましょう。
みだりに注射や薬を注文しない。

病院などを転々とするのは一貫した治療が得にくくなり、病気の回復を遅らせることにもなりかねません。
交通事故などで保険証を使ったときは、すぐに役場福祉課国保係に届け出しましょう。

転出するときは、保険証をすぐ係へ返納しましょう。

申請手続は役場年金係で受付ますので印鑑を持参して下さい。
(毎年申請手続は必要です)
次に該当する場合は、法律により免除されます。

- 1 国民年金の障害年金、障害福祉年金、母子福祉年金等を受けている人。
 - 2 生活保護法の生活扶助を受けている人。
- (手続は該当する最初一回のみ)

愛の贈物

香典返しのお礼

次の方々から、遠賀町社会福祉協議会にご寄附をいただきました。心から故人のご冥福をお祈りし厚くお礼申し上げます。

- 故石井スカ様 (老良) 石井松雄様
- 故後藤輔秋様 (別府) 後藤ユキエ様
- 故下川辺ミツヨ様 (新町) 下川辺正典様

婦人体操教室生募集

家庭婦人が日常生活の基本となる体力をつくり、健康の保持増進をはかる事を目的として婦人体操教室を開設していますが、今年度も次のとおり新会員を募集します。

- ▽開設日 毎週第1、2、3水曜日
- ▽時間 13時30分~15時30分
- ▽場所 町立武道場(役場横)
- ▽会費 毎月千円
- ▽講師 守田光子先生
- ▽申込先 開設日当日直接会場にお越し下さい。

盗難 カギ開け三分 物色五分

ドロボーの手法、公開します

4月29日からの一週間は「ドロボー紳士」にとっても文字通りの黄金週間です。私たちが春の陽気に浮かれているスキに、彼らはゴッソリいただこうと早くも秘策を練っているところでしょう。その彼等の手法を裏口からとくと拝見すると――。



- H男、44歳。気が小さいのに、忍びこみやあき巣を10件以上も働いたというしたたか者です。そのH男が語る、ねらいやすい家の構造とその弱い部分は――。
- 扉にかこまれた家の方がねらいやすい。扉の中に入ってしまったえば逆に人目につかなくなる。
- 侵入時間は午前3時すぎ。家人の寝静まる時間になる。二階建ての家はだいたい二階が寝室になっている。階下は物色しやすい。
- 土曜日の深夜、雨の夜などは忍びこみに向いている。土曜の深夜は、あすが日曜ということで家人はぐっすり寝こんでいるし、雨の夜は足音を消しやすい。
- 窓などを開けっ放して、路地から家の中の様子が見える家はねらいやすい。また、ブロック塀があるところは、風抜きの穴から家人の動きを見ながら侵入できる。
- 二階建ての木造アパートはあき巣に入りやすい。留守の部屋が多く、鍵の設備がよくない。
- このほか、「侵入」を決めるポイントには、つぎのようなものがあります。
- 家の外にある電気メーターの回転速度を見て、おそいと留守だと判断する。
- 夕方になっても洗たく物を取り込んでいない家は留守。
- 道をたずねるふりをしてプザーを押し、留守を確かめる。
- 新聞受けに新聞がたまっていたり、アパートの窓にカーテンが引いてあれば留守。
- なにしろH男は、刑務所の中でひまさえあれば仲間と侵入方法や現金の隠し場所について「ディスカッション」をしてましたというのです。くれぐれもご注意ください。

お出かけは、ひと声かけてカギかけて

遺言書は自分で書かなくてはいけないのですか

暮らしの中の法律相談

△問▽ 相続人同士のトラブルを防ぐために遺言書をつくっておくとよいと聞きました。が、必ず自分で書かなくてはいけないのですか？

また、遺言書をなくしたり盗まれたりするのにも心配です。

ましよう。

普通方式による遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の三通りがあります。

1 自筆証書による遺言をするには、文字とおり自分で遺言書の全文、日付及び氏名を書き、印（認印でもかまいません）を押すことが必要です。遺言書の字句を後から訂正・加筆する場合は、その場所を指示し、変更し

を押します。

遺言者が署名をすることができない場合は、公証人がその理由を書くことよって署名に代えることができます。

病気などで公証人役場に行くことができないときは、自宅や病院に公証人を呼び、病床で遺言書を作成することもできます。証書の原本は、公証人役場で保管されるため、紛失や偽造・

印を押します。

以上、いずれの方式でもいいのですが、遺言者が死亡したときは、公正証書遺言の場合を除き、家庭裁判所の検認（家庭裁判所が遺言書を開封し、その内容、署名、日付などを点検すること）を受ける必要があります。

なお、ご質問のように、紛失や盗難などの恐れがあるときや、自分で書くことが困難な場合には、公正証書遺言をおすすめします。また、遺言の内容をどうしても他人に知られたくないときは、自筆証書を封じたもの、または秘密証書を封じたもの、または秘密証書を信頼できる第三者に保管してもらうのがよいでしょう。

次回5月25日号は、「登記」です。

普通方式は 自筆証書遺言 公正証書遺言 秘密証書遺言

の三通り

△答▽ 遺言を残すことは、相続財産をめぐる相続人同士の争いを未然に防ぐためにも、また、本人の意思による、自由な相続財産の処分をするという点からも、考えてよいことです。

しかし、遺言書が他人の手でつくりかえたりされると、かえって混乱を招くことになりかねません。

そこで民法は、遺言の方式について厳格な規定を設け、この方式によらない遺言は無効としています。

遺言の方式は、普通方式と病気などで死期が迫っているときの特別方式とに分けられますが、ここでは普通方式を紹介し

た旨を書いて署名する上に、変更した場所に印を押さなければなりません。

2 公正証書による遺言書は、次の方法で作成します。①公証人役場に行き、証人二人以上の立

会の下に公証人に遺言の趣旨を口で述べ、②公証人がそれを筆記し、遺言者及び証人に読み聞かせ、③遺言者及び証人が筆記の正確なことを確認した上で、

それぞれ署名し、印を押し、④公証人が①から③のやり方で作ったことを付記して署名し、印

変造される恐れはありません。

3 秘密証書による遺言書の作成方法は次のとおりです。①署名し、印を押した遺言書（本文は自筆でなくてもかまいません）を封に入れ、②同じ印章を使って封印し、③

遺言者が公証人と二人以上の証人の前で、自分の遺言書であることを及ぼす遺言書を書いた人の氏名と住所を述べ、④公証人が日付などを

その封紙に記載し、遺言者及び証人とともに署名し、



「遠賀クラブ」

バレーボール部

練習場の変更

前号に募集文を掲載しましたがその後場所が一部変更になりましたのでお知らせします。

▽一般男子（30歳以上）毎週金曜日広渡小学校体育館を鳥門小学校体育館

おんが短歌会詠草

河中靖喜先生選

雑詠

柔らかに雪の積みたる道を行く靴にきしめる音を聞きつつ

一田 房子

この穂に托せし君の言の葉が語るがごとく銀紙きらめく

高崎 その

雪解けの庭に芽吹きし露の露季節のめぐりたしかな証し

大場 房江

たくましく声出す鴉北風のすさぶ林へ群れつつ翔べり

高崎 咲江

白い息かけてみかけるこの眼鏡われの近視を助けて幾年

久野きよめ

同和問題を「自分のもの」にするための「実践指標」の事例

同和問題に関する啓発活動(学習研修)を推進するに当りこれを単に知識の習得の場に終らせず、同和問題を自分のものとしてうけとめ、人権擁護、すべての差別の撤廃、合理的精神の醸成として「差別のないまちづくり」の実現をはかりたいと思います。このため各団体、機関や性別、世代等に

同和問題に関する啓発活動(学習研修)を推進するに当りこれを単に知識の習得の場に終らせず、同和問題を自分のものとしてうけとめ、人権擁護、すべての差別の撤廃、合理的精神の醸成として「差別のないまちづくり」の実現をはかりたいと思います。このため各団体、機関や性別、世代等に

あてているのは、あくまで参考事例ですので、これ以外にも社会の中の差別、不合理、矛盾などの解決をはかるため、各々の団体等に即した適切な「実践指標」を考え出されることをおすすめします。

一、結婚の民主化をはかること。

- 1 結婚に際して相手の出身、身元や家柄、格式あるいは財産など調べる「聞き合せ」をしない、応じないようにすること。
- 2 結婚する当事者には、何ら人間の間に問題がないのに相手の出身、家族の職業や学歴、あるいは身心の障害などで縁談をこわさないこと。
- 3 結婚式の際に式場の看板や、あいさつの中で「〇〇家」などの封建的名残りをもつ表現をやめること。
- 4 「結婚は両性の合意のみに基づいて成立する」という憲法第二四条の精神にのっとり当事者を中心とする「結婚の自由」を保障するようにつとめること。

二、迷信、因習(ひのえうま)、虚礼などの打破

- 1 「ひのえうま」などにみられるエト「十二支」や「三隣亡」「大安」といった六曜星などの非科学的な暦法、その他方角、縁起かつき等に見られる迷信や因習などを打破する
- 2 エトや六曜星などを入れたカレンダー、手帳類を作らない

三、公正な採用選考と明るい職場づくり。

- 1 就職の採用選考に当たって、応募者の適性、能力を基準とし出身、国籍、身心障害、家族状況、資産や思想、信条、宗教などによって就職を排除しないこと。このために「身元調査」(書類、行為共に)をしないこと。
- 2 先のことに關して、差別につながる不平等な面接、作文出題をしないこと。
- 3 「地名総鑑」や「部落リスト」など不当な差別図書を絶対に買わないこと。もし売こみがあつたら直ちに町や職安に報告すること。

四、「踏まれた者の痛さ」を感じとり、諸々の差別、偏見、弱い者いじめをなくすとりくみ

- 1 偏見にもとづく民族差別をやめること。
- 2 偏見と侮べつや、あわれみに満ちた身心障害者への差別をやめること。
- 3 人間の価値を職業で判断し特に肉体労働者を、侮べつするような職業差別をやめること。
- 4 人間を性別で差別し、女性を

五、諸調査、帳票の民主化

- 官公庁、企業、学校、団体などにおいて使われる申込者調査票において、本籍(出身)その他プライバシーの侵害や

こと、買わないこと。
3 見栄や因習にもとづく冠婚葬祭等における華美な「のし袋」の使用をさし控えること。
「のし袋」を合理化し簡素化すること。

4 労働基準法、その他の法令にもとづく証明や名簿について「本籍地」の調査確認をやめること。
5 採用後の差別待遇などやめ、均等待遇や民主的な差別のない明るい職場づくりを進めること。

社会的に低くみようとすると女性差別をなくすこと。
5 学校や子供会、その他の団体や職地域において、「力が弱い者」「成績が低い者」「貧困家庭の子」など「弱い者いじめ」をやめ、みんなの人権を大切にしておくこと。

差別につながるような項目が残っていないか点検し、あつたらそれを改めること。

農耕民俗資料館内みてあるき

(9)

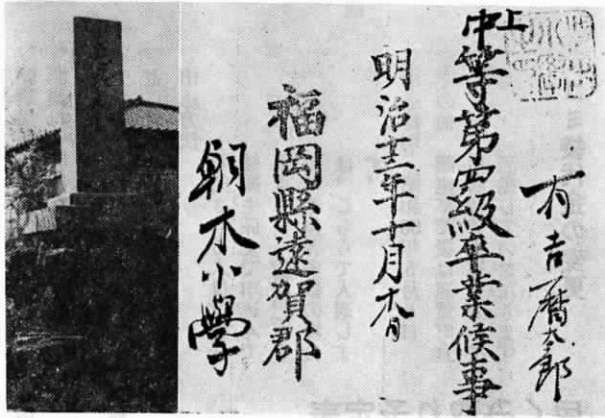
浅木小学校

A 朝木小学校の卒業証書があり
ますね。では浅木校の変遷から
説明して下さい。

B その前に、町内にあった
塾について述べましょう。
別府の柳枝軒(占部家)
文政7年-明治5年まで
浅木の貞光館(門司家)
文政6年-明治4年まで
木守の煨柳堂(梅谷家)
嘉永元年-明治3年まで
。上別府の梅の屋(上野家)
安政2年-慶応3年まで
及び明治6年2月より私
塾を開く。

A これ等は神官家や寺小屋
でした。そこで浅木校は昭
和50年3月に、創立百周年
式典や百年史が刊行されま
したがその歴史は、明治7
年4月浅木神社下にあった
常設舞台及び拜殿を仮校舎と
して、公立浅木小学校を開校、中
底井野、浅木、虫生津、尾倉、
花園を通学区とし、のち校舎を
新築しております。また木守、
別府は別に独立した学校をも
っていたようです。

A その木守、別府の学校位置は
通学区を浅木、木守、虫生津に
改められました。
明治22年町村制実施に伴い、
翌23年10月より木守、浅木、虫
生津、それに現在の上別府区即
ち全村を通学区とした浅木尋常
小学校と改称、26年に一教室を
増築したが、また狭隘のため、



B 木守は柴田久盛家、別府は中
野茂元氏邸附近のようです。
A その後の学校の変革は。
B 明治12月9月教育令発布によ
り、別府尋常小学校と改称して

浅木神社拜殿を借入、仮教室と
して勉強しました。
百周年記念に、浅木神社下に
浅木小学校創立の地の記念碑が
建てられました。
明治31年5月、島門、浅木、底
井野三村を通学区とする遠賀郡
組合立浅木高等小学校を現在地
に開設、以後学制の変遷を
経て現在に至っています。
A では老良小学校について
は、
B 同校は明治35年9月に設
立はされましたが校舎はな
く、高崎正次郎氏先代の家
の座敷を板の間にして教室
に利用しました。
A 当時は広渡字老良であつ
た筈なのに、よくも独立し
た学校が出来ましたね。
B そうですよ。これも同区
出身の偉人、添田寿一法学
博士の格別の力添えの結果
といえますね。明治41年現
在の老良公民館の敷地に校
舎を建設しましたが、不審
火により全焼したので再建先生
一人で一年から六年までの三十
余名の生徒を指導されていたそ
うです。
昭和8年廃校となり浅木校に
通学することになり、老良校は
32年の歴史の幕を閉じたわけ
であります。(古野千年)

各種公務員試験の案内

遠賀・中間地域広域行政事務組合職員募集

▽採用職名 一般行政職
▽採用人員 一名
▽受付期間 昭和56年5月11日
5月15日の9時~17
時の間(郵送は5月
13日消印まで有効)
▽受験資格 昭和30年8月1日
昭和38年3月31日生
昭和56年5月末予定
▽試験科目 一般教養・作文試験
(初級程度)及び面
接試験
▽試験場 遠賀町役場2階会議
室
▽申込用紙請求及び申込先
遠賀町今古賀513番地遠賀町役場
内「遠賀・中間地域広域行政事務
組合総務課庶務係」
電話0929(3)3581
郵便使用は、封筒の表に朱書で「
試験申込用紙請求」又は「受験申
込」を記入すること。

福岡県警察官及び婦人警察官採用試験

▽採用職名及び受験資格
。警察官A(大卒者)
。警察官B(大卒者以外の者)
A B共に、昭和28年4月2日
~昭和38年4月1日生まれ
の女子
。婦人警察官(昭和34年4月2
日~昭和38年4月1日生まれ
の女子)
▽試験科目 A 教養・論文試験
B 教養・作文試験
婦人警察官・作文試験
すべて身体検査あり
▽試験場 県内5カ所(婦人は
2カ所)
▽申込用紙請求及び申込先
福岡市中央区天神の一の一
福岡県警察本部警務課採用係
電話092(712)3994
内線2640
郵便で申込用紙請求は、70円切
手をはったあて先明記の返信封筒
を同封し、「申込書請求」と朱書
すること。

▽採用人員 A B合わせて10名
婦人は25名
▽受付期間 昭和56年4月9日
5月8日(婦人は4
月30日)の8時30分
~17時の間、郵送は
5月8日(婦人は4
月30日)消印まで有
効

保健衛生のページ

三歳児検診



昭和56年度食生活改善推進教室

受講者の募集

- ▽開講場所 遠賀保健所
- ▽開講日 56年5月17日～57年3月まで、毎月1回
- ▽受講料 無料
- ▽定員 9名
- ▽申込方法 希望される人は役場保健衛生係まで申込んで下さい。(電話でも可)希望者多数の場合は、こちらで人選します。

老人検診

- ▽期日 5月7日(木)
- ▽時間 受付 13時～14時
検診13時30分～15時
- ▽場所 中央公民館(役場横)
- ▽対象者 満三歳を越え、満四歳に達しない幼児
- ▽持参品 母子手帳
- ▽料金 無料

ゴミ袋代金の変更

- ▽申込締切 昭和56年5月6日
- ▽その他 講座卒業後は遠賀町食生活改善推進員として活動していただきます

- ▽期日 5月1日(金)
- ▽場所及び時間 老人憩の家
9時30分～11時30分
鬼津公民館
13時～15時
- ▽対象者 65歳以上の人
- ▽検診内容 検尿。血圧測定。問診。血色素測定
- ▽料金 無料

3月10日号でゴミ袋代金を13円に値上げ予定と掲載しておりましたが、安値でゴミ袋の仕入れができましたので、当初の予定を変更して一枚11円で販売することになりました。今後とも町指定のゴミ袋の使用については、みなさんの御協力をお願いします。

妊婦相談

- ▽期日 5月6日(水)
- ▽時間 9時30分までにおいで下さい。
- ▽場所 役場保健室
- ▽対象者 妊産婦
- ▽持参品 印鑑(母子手帳を受領する人のみ)
- ▽内容 産前、産後の過ごし方、妊婦体操
- ▽料金 母子手帳交付 無料

5月分 し尿くみ取り予定表

くみ取り日	大型車くみ取り地区	小型車くみ取り地区
1(金)	西町、木守、東町、浅木の一部	虫生津、上別府(花園)
2(土)	虫生津(新屋敷)	木守、広渡
6(水)	月2回汲取家庭	月2回汲取家庭
7(木)		広渡、松の本(東、西組)
8(金)		若松、尾崎
14(木)	旧停(旧3号線北側)、鬼津、若松	
15(金)	旧停(旧3号線南側)	鬼津
16(土)	遠賀川	別府、上別府(高家)
18(月)	遠賀川	別府、鬼津、千代丸、小鳥掛
19(火)	遠賀川、新町	
20(水)	鬼津(山水苑)、若松、別府(高瀬)	
21(木)	新町	
22(金)	月2回汲取家庭	月2回汲取家庭
23(土)	新町	
25(月)	新町、広渡(中牟田)	
26(火)	新町(ユニード前通り一部)	
27(水)	尾崎、今古賀	道管、鬼津、若松、松の本
28(木)	尾崎	老良
29(金)	上別府、木守、若葉台、堂塔寺、浅木、虫生津	今古賀、島津
30(土)	浅木	浅木、小鳥掛、蟹喰

5月分ゴミ収集予定表

町内全域	もえないゴミ	大型家庭ゴミ
5月13日及び5月27日	空カン、空ビン、ガラス類、陶器類、プラスチック製品、ゴム等	テレビ、冷蔵庫、家具、建具、ふとん、ベット、机、いす、自転車等
		5月13日(水)
		5月27日(水)

○春期予防接種○

※予防接種の申込み方法

各予防接種の一週間前から前日(当日はだめ)までに、印鑑を持参のうえ、保健衛生係に申込みをして問診票と注意書を受領して下さい。問診票と注意書を受領されないといと予防接種は受けられません。

ポリオ生ワク(急性灰白髄炎)

接種日 問診票配付日

5月1日 4月24日~4月30日

▽時間 受付 13時10分~14時 13時30分~

▽場所 中央公民館(役場横)

▽対象者 生後3~48カ月未満児なるべく生後18カ月までに受けて下さい。

▽接種方法

生後3~48カ月の間に6週間以上の間隔をおいて2回投与

▽持参品 問診票、母子手帳

三種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風)

▽接種日及び問診票配付日

接種日 問診票配付日

5月8日 5月1日~5月7日

6月5日 5月29日~6月4日

6月26日 6月19日~6月25日

▽時間 受付 13時10分~14時 13時30分~

▽場所 中央公民館(役場横)

▽対象者 生後24~48カ月児

第1期 生後48カ月の後、12~18カ月経過の幼児

第2期 第1期終了後、12~18カ月経過の幼児

▽持参品 問診票、母子手帳

従業員募集(し尿関係)

◎職種 運転手(作業含む)

18歳~55歳位 若干名

▽申込締切日 昭和56年6月30日

▽申込先 履歴書一通を、芦屋町栗屋(有) 太洋社

電話093(22)3319まで

◎職種 運転手 25歳以上

事務員 年齢不問

▽申込締切日 昭和56年6月30日

▽申込先 履歴書一通を、水巻町猪熊(有) 美浄社

電話093(202)6689まで

乳児相談



元気な赤ちゃん



遠賀川(今古賀51番地の4)

長船 慎之介 くん (康男さんの長男) 昭和56年1月13日生

大きな子でしたが、私達二人で大事に育てたいです男の子だからいろんな仕事がありますが、出来れば目立つ職業にと思っています 慎はスターになれるかな?

浅木657番地の4

松本 修一 くん (和博さんの長男) 昭和55年8月29日生

私たちの初めての赤ちゃんです。眉毛が、だんだん濃くなるにつれて、お父さんの眉毛とそっくりです。

広渡1751番地の3

川原 剛 くん (正義美智子さんの長男) 昭和55年12月17日生

2,600gのおちびさん。大きな声で手足をバタバタさせて産まれてきました 21世紀を強く、優しく、賢く生きていくようにとパパとママ。

▽期日	5月12日(火)
▽時間	9時30分~10時30分までにおいで下さい。
▽場所	役場保健室
▽対象者	生後7~12カ月児
▽持参品	母子手帳
▽内容	体重、身体等測定 離乳食等の相談
▽料金	無料



応急医薬品

4月から5月にかけては 行楽のシーズンを。ご家族そろってのお出かけの際、ぜひ準備されることをお勧めしたいのが、簡単な応急医薬品。持っていくと重宝する主な医薬品とケガなどの手当法は次の通りです。

《応急医薬品》

バンソウコウ、脱脂綿、ガーゼ、包帯、鎮痛薬、下痢止め、チューブ入り軟こう、目薬、それに小型ナイフ、ティッシュペーパー、など。

◎靴ずれ、マメができた時

水ぶくれになった部分の周囲をよく消毒しそのあと、消毒した針などでマメの下の方に穴をあけて液を出す。もう一度消毒してからバンソウコウをはる。

無縁墳墓の改葬

関係者があれば申し出て下さい。

◎所在地 北九州市小倉南区大字 長野1800の1

▽届出先 北九州市小倉北区室町 1丁目1番1号、小倉

北区役所内 北九州市 土地開発公社

▽届出期限 昭和56年5月7日

5月上旬の遠賀町主要行事

日	曜	行事内容	時間	実施会場	担当課名	目的及び主な対象等	備考
1	金	老人検診	9:30~11:30 13:00~15:00	老人憩の家 鬼津公民館	住民課	65歳以上の人	詳細は 10ページ
		ポリオ生ワク投与	13:10~14:00	中央公民館	住民課	生後3~48カ月未満児	詳細は 11ページ
		定例体育指導委員会	19:30~	中央公民館	社会教育課		
3	日	第8回公民館対抗 軟式野球大会(1)	7:45~	広渡小 遠中 各グラウンド	社会教育課	町内在住の中学生以上	詳細は 3ページ
5	火	陸上カーニバル	10:00~	遠中グラウンド	社会教育課	町内在住の小学5年生以上	
6	水	妊婦相談	9:30~	役場保健室	住民課	妊産婦	詳細は 10ページ
7	木	3歳児検診	13:00~14:00	中央公民館	住民課	満3歳~満4歳に達しない 幼児	詳細は 10ページ
8	金	3種混合予防接種	13:10~14:00	中央公民館	住民課	接種申し込み受付 5/1~ 5/7 生後24~48カ月児	詳細は 11ページ
10	日	第8回公民館対抗 軟式野球大会(2)	9:00~	広渡小 遠中 各グラウンド	社会教育課	町内在住の中学生以上	
11	月	定例区長会議	13:00~	役場 第2会議室	庶務課		
		特別人権 心配ごと 合同相談	10:00~15:00	公民館別館	福祉課		
12	火	乳児相談	9:30~10:30	役場保健室	住民課	生後7~12カ月児	詳細は 11ページ
12 ~ 22	火 ~ 金	結核レントゲン検診		地区巡回	住民課	他で検診できない人 受診券事前配布	詳細は 下 段
14	木	定例民生委員会	9:30~	役場 第2会議室	福祉課		

22日 (金)	21日 (木)	20日 (水)	19日 (火)	18日 (月)	16日 (土)	15日 (金)	14日 (木)	13日 (水)	12日 (火)	5月 期日	対象地区	時間	場所				
遠賀川・新町	虫生津	西町・東町	上別府	静光園・若葉台	浅木・東和苑	木守	老良	別府・千代丸	広渡・中央	旧停	松の本・緑光苑	今古賀	尾崎	鬼津	若松	道管	島津
13:30 ~ 15:15 ~ 30:30	13:30 ~ 15:11 ~ 30:30	9:30 ~ 11:15 ~ 30:30	13:30 ~ 11:11 ~ 30:30	13:30 ~ 15:11 ~ 30:30	13:30 ~ 11:15 ~ 30:30	9:30 ~ 11:12 ~ 30:00	10:30 ~ 12:15 ~ 30:00	13:30 ~ 15:15 ~ 30:00	9:30 ~ 11:11 ~ 30:30	13:30 ~ 15:11 ~ 30:30	9:30 ~ 11:11 ~ 30:30	13:30 ~ 15:11 ~ 30:30	9:30 ~ 11:11 ~ 30:30	9:30 ~ 11:11 ~ 30:30	13:30 ~ 15:11 ~ 30:30	10:30 ~ 11:11 ~ 30:30	9:00 ~ 10:10 ~ 00:00
町公民館別館	小松商店横	東町公民館	上別府公民館	静光園	浅木公民館	木守公民館	老良公民館	遠賀中学校	広渡公民館	旧停公民館	松の本公民館	今古賀公民館	尾崎公民館	鬼津公民館	若松公民館	道管集会所	島津公民館

結核レントゲン検診

5月12日から22日まで次の日程でレントゲン検診を実施します。
 該当者は受診券を区長さんより配付してもらいますので持参して下さい。なお、割当て日、割当て地区以外でも受診券があれば受けられます。
 △対象者 16歳以上の人で、他の機関(学校、勤務先等)でレントゲン検診を受ける機会のない人。